

別表六の二(十六)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	.	.	法 人 名	()
-------------------	---	---	-------	-----

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否

(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)

可

個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「54の①」)	13	円
調整前連結税額の個別帰属額 $(15) \times \frac{(1)}{(13)}$	2					
取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十六)付表「10」の合計)	3		結	特定事業用機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	14	
同上のうち機械及び装置並びに器具及び備品に係る額	4					
同上のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額	5		人	調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	15	

税 額 控 除 限 度 種
 $((4) - (5)) \times \frac{4}{100} + (5) \times \frac{5}{100}$
 $+ ((3) - (4)) \times \frac{2}{100}$

「19」欄

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の14の3第2項」
- ② 「区分番号」欄：「10582」
- ③ 「適用額」欄：「19」欄の金額

法 人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(16) \times \frac{(1)}{(14)}$	8	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	計 額	当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(10)の合計)	17
基 準 額						
計 算						
当 期 税 額 控 除 可 能 額 (6)と(9)のうち少ない金額)	10		の 調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の⑭」)	18		
調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(18) \times \frac{(10)}{(17)}$	11		計 算	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 $(17) - (18)$	19	
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 $(10) - (11)$	12					

 別表六の二(十六)
 平三十一・四・以後終了連結事業年度分